

就労継続支援B型 保護猫カフェ にゃんぷチーノ
工賃支給規定

(目的)

- 第1条 本規定は、障害者総合支援法に基づくねこふく株式会社が運営する 就労継続支援B型 保護猫カフェ にゃんぷチーノの利用者さんに対し支給する工賃についての基準を定めるものとする。

(工賃の支払い方法)

- 第2条 工賃は、直接利用者本人に対し通貨でその全額を支払うものとするか、本人名義の銀行口座への振込にてその全額を支払うものとするか、本人が選択できる。通貨で支払う場合は受取の署名にて受領の確認を行う。ただし、本人が署名することが困難である場合には、代理者が捺印またはサインすることができる。振込での支払いの場合はその履歴をもって受領の確認を行う。尚、自己負担額がある者に関しては、工賃から自己負担額を差し引いた金額を支給するものとする。

(工賃の計算期間及び支払期日)

- 第3条 工賃は、毎月1回、月の1日から支払い末日までの分を翌月の10日に支払う。ただし、支払日が土日祝日にあたる場合はその前日に支払う。また、通所日の都合でやむを得ない場合は、支払日を他の日に繰り延べることがある。

(工賃の計算)

- 第4条 工賃の計算は、障害者総合支援法の定めるところにより、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとするが、計算法として1時間当たりの額を作業時間と乗じて算出する。

(工賃の1時間当たりの額)

- 第5条 工賃の1時間当たりの額は下記とする
通所 1時間あたり250円
在宅 1時間あたり150円

月30時間以上の通所による生産活動時間があった者は通所に限り1時間当たり20円追加する。

また、評価システムにより通所に限り1時間当たり20円を上限に追加することがある。したがって工賃の額は下記となる。

通所 1時間当たり250円～290円

在宅 1時間当たり150円

上記の1時間当たりの工賃額は年度ごとの生産活動の収支により、毎年4月1日に見直しを実施する。その為生産活動の収支により変動することがある。

(作業時間)

第5条 1日の所定作業時間は、原則、午前10時から午後3時までとし、午後12時から午後1時までは昼休憩とする。所定時間外および昼休憩時間は作業をおこなったとしても、工賃の発生はしないものとする。所定時間内であれば作業時間の短縮または延長は自己申告もしくは事業者依頼に応じて変更可能なものとする。原則として、所定時間内に作業をしている場合に対して工賃が発生する。例外として、施設内にて職員および他の関係機関との支援会議やモニタリング、職員からの依頼等で作業ができなかった場合も、その時間に対する作業をおこなったこととして工賃支給をおこなうこととする。

傾聴を含む精神的支援を目的としたワークやレクリエーションでは工賃は発生しないものとする。

工賃は1時間単位にて支給するが、1時間の内30分以上の休憩が発生した場合は、その1時間については休憩時間とし工賃は発生しない。

作業開始時間（午前、昼休み後）に、遅刻して所定の時間から作業が始められなかった場合は、その時間分の工賃は発生しないものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、工賃に関する事項は、法人と事業管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年10月1日より施行する。

この規程は、令和6年2月1日より施行する。

令和 7年 月 日

利用者氏名

利用者代理人氏名